

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4780510号
(P4780510)

(45) 発行日 平成23年9月28日(2011.9.28)

(24) 登録日 平成23年7月15日(2011.7.15)

(51) Int.Cl. F 1
G07C 1/00 (2006.01) G07C 1/00 D
G06Q 10/00 (2006.01) G06F 17/60 162Z

請求項の数 4 (全 11 頁)

(21) 出願番号	特願2001-26040 (P2001-26040)	(73) 特許権者	000006301
(22) 出願日	平成13年2月1日(2001.2.1)		マックス株式会社
(65) 公開番号	特開2002-230606 (P2002-230606A)		東京都中央区日本橋箱崎町6番6号
(43) 公開日	平成14年8月16日(2002.8.16)	(74) 代理人	100081363
審査請求日	平成19年9月27日(2007.9.27)		弁理士 高田 修治
		(72) 発明者	斎藤 義孝
			東京都中央区日本橋箱崎町6番6号 マックス株式会社内
		審査官	植前 津子
		(56) 参考文献	特開平04-365191 (JP, A)
			特開昭59-121459 (JP, A)
			特開昭63-129495 (JP, A)

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 タイムカード発行システム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

固有の識別情報が予め付された所定のタイムカードに従業員の出退勤時刻等の印字を行う印字手段および通信手段を備えたタイムレコーダと、前記タイムレコーダによって印字される前記従業員に関する従業員情報を管理する管理手段および通信手段を備えた管理装置とを備え、

前記タイムレコーダと前記管理装置は、直接またはインターネット等のネットワーク回線を介して接続され、

前記管理装置は、新規のタイムカードを発行する際に、前記従業員情報に基づいて印字情報を生成するとともに、当該印字情報をタイムレコーダに対して送信し、さらに印字が行われた前記新規のタイムカードが有する新たな識別情報を取得するとともに、当該新たな識別情報を前記従業員情報に対応づけて記憶することができるようにしていることを特徴とするタイムカード発行システム。

【請求項2】

第1および第2の通信手段とを備え、前記第1の通信手段は前記タイムレコーダと通信を行うとともに、前記第2の通信手段は前記管理装置と通信を行い、

管理装置から前記印字情報を取得してタイムレコーダに対して出力するとともに、タイムレコーダからタイムカードの識別情報を取得して管理装置に対して出力する端末装置を有したことを特徴とする請求項1記載のタイムカード発行システム。

【請求項3】

前記端末装置は、前記管理装置に対し従業員情報の照会を行い、照会された従業員情報からどの従業員のタイムカードを発行するかを選択可能とした請求項 2 記載のタイムカード発行システム。

【請求項 4】

前記従業員情報は少なくとも社員番号、氏名からなることを特徴とする請求項 1 及至 3 記載のタイムカード発行システム。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【従来の技術】

従来、従業員の出退勤を管理する装置として、タイムカードを差し込んで、差し込んだ時刻を出勤又は退勤時刻として記録するタイムレコーダが一般的に普及している。 10

また、当該タイムレコーダに使用するタイムカードには、タイムカードを他のタイムカードから識別するためのパンチ孔その他の手段による識別情報が設けられ、さらに誰のタイムカードであるかが解るように、氏名および管理番号を記載する欄が設けられている。そして、当該タイムカードは約一月分の打刻印字ができるようになっており、一月毎に新しいタイムカードに取り替えられ、その都度担当の管理者が所定の管理台帳等を基に手書きで氏名等の所定事項を記入し、新しいカードを作成していた。

【0002】

【発明が解決しようとする課題】

上記従来の例では、全従業員のタイムカードに対して、月が変わるごとに手書きで氏名等の必要事項を記載するようになっていたため、担当者にとっては負担の大きい仕事となっていた。 20

また、自動的に氏名等の必要事項を印字する機能を有したタイムレコーダが知られているが、当該タイムレコーダは所定の文字情報を入力するためのキーボード、前記入力に伴う大量の印字用データ（フォントデータ）等を記憶するための記憶手段、演算手段および所定の文字変換プログラム等を必要とするため、装置として高価なものとなっていた。

【0003】

本願発明は、上記の点に鑑み発明されたものであって、従来型のタイムレコーダに通信手段を設けるとともに、別途サーバ若しくは所定のコンピュータ手段によって管理を行っている従業員情報を利用し、タイムカードに印字されるべき従業員の印字情報を生成することにより当該印字情報に基づいてタイムカードに所定の印字を行わせる、タイムカード印字システム等を提供することをその課題とする。 30

また、前記課題に加えて、タイムカードが固有に有している識別情報を取得し、管理装置が管理する従業員情報と識別情報とを対応付けて従業員情報を管理することが可能なタイムカード印字システム等を提供することをさらなる課題とする。

【0004】

【課題を解決するための手段】

上記課題を解決するために、請求項 1 記載の発明は以下に述べる構成を有している。すなわち、

固有の識別情報が予め付された所定のタイムカードに従業員の出退勤時刻等の印字を行う印字手段および通信手段を備えたタイムレコーダと、前記タイムレコーダによって印字される前記従業員に関する従業員情報を管理する管理手段および通信手段を備えた管理装置とを備え、 40

前記タイムレコーダと前記管理装置は、直接またはインターネット等のネットワーク回線を介して接続され、

前記管理装置は、新規のタイムカードを発行する際に、前記従業員情報に基づいて印字情報を生成するとともに、当該印字情報をタイムレコーダに対して送信し、さらに印字が行われた前記新規のタイムカードが有する新たな識別情報を取得するとともに、当該新たな識別情報を前記従業員情報に対応付けて記憶することができるようになっていたことを特徴とするタイムカード発行システム。 50

【 0 0 0 5 】

また、請求項 2 記載の発明は以下に述べる構成を有している。すなわち、

第 1 および第 2 の通信手段とを備え、前記第 1 の通信手段は前記タイムレコーダと通信を行うとともに、前記第 2 の通信手段は前記管理装置と通信を行い、

管理装置から前記印字情報を取得してタイムレコーダに対して出力するとともに、タイムレコーダからタイムカードの識別情報を取得して管理装置に対して出力する端末装置を有したことを特徴とする請求項 1 記載のタイムカード発行システム。

【 0 0 0 6 】

また、請求項 3 記載の発明は以下に述べる構成を有している。すなわち、

前記端末装置は、前記管理装置に対し従業員情報の照会を行い、照会された従業員情報からどの従業員のタイムカードを発行するかを選択可能とした請求項 2 記載のタイムカード発行システム。

【 0 0 0 7 】

また、請求項 4 記載の発明は以下に述べる構成を有している。すなわち、

前記従業員情報は少なくとも社員番号、氏名からなることを特徴とする請求項 1 及至 3 記載のタイムカード発行システム。

【 0 0 0 9 】

【発明の実施の形態】

以下、本願発明について詳細に説明する。

(第 1 実施形態)

図 1 は、本願発明に係るタイムカード発行システムの構成概念を示す構成概念図である。同図において、1 はタイムカード発行システム、3 はタイムレコーダ、5 は端末装置、7 はインターネット、9 は管理装置（サーバ装置）を表している。

タイムレコーダ 3 は、通常その従業者が勤務する事業所に設置されるものであって、従業者が出勤時および退勤時に自分専用のタイムカード（以下単に「カード」という。）11 を差し込むことによって、カード 11 上の所定の欄に出勤時、退勤時の時刻を印字するための装置である。また、5 は端末装置としてのパーソナルコンピュータを示している。

【 0 0 1 0 】

図 2 は、図 1 に示すタイムカード発行システムの構成を表したブロック図である。同図に示すように、主要な構成としてタイムレコーダ 3 は制御手段 12、時計手段 13、表示手段 15、カード認識手段 16、印字手段 17、入力手段 19、記憶手段 21 および通信手段 23 とから構成されている。

制御手段 12 は CPU、ROM、RAM、その他のデバイスから構成された演算処理手段であり、所定のプログラムに基づいてタイムレコーダ 3 の機能全体を制御するものである。時計手段 13 は前記制御手段 12 が有するクロックを用いて、年月日および時刻を生成するものである。当該時計手段 13 で生成された前記時刻等は表示手段 15 に表示され、出退勤データの一部として使用される。印字手段 17 はカード 11 がタイムレコーダ 3 に挿入された際、所定の出勤時刻、退勤時刻等をカード 11 の打刻欄 48 等の所定の位置に印字するようになっているものである。

カード認識手段 16 は、カード 11 に穿設した小孔によって形成されたカード識別情報（45、46）を認識するための手段である。

入力手段 19 は、タイムレコーダ 3 に対する種々の設定や機能を利用するために使用するものであり、「時刻設定」「締日（集計日）設定」「始業時刻設定」「終業時刻設定」「残業開始時刻設定」「日付変更時刻設定（タイムレコーダ内部での日にちの切換を行う時刻）」「計算モード設定」等を行うための手段である。

記憶手段 21 には、制御手段 12 によって実行される所定のプログラムデータ、前記入力手段 19 の入力に伴う各種設定情報、個々のカード（識別情報ごと）の出退勤時刻、および後述する氏名等の印字情報（カードに対して印字を行うためのフォント等のデータ）が一時的に記憶されるようになっている。

【 0 0 1 1 】

10

20

30

40

50

また、タイムレコーダ3は通信手段23を有している。通信手段23は前記端末装置5と通信をするための所定のインターフェイスとしての機能を有したものである。

なお、当該タイムレコーダ3(制御手段12)を動作させるためのプログラムは別途記憶媒体等を介して提供するようにしてもよい。このような形態を採用することで、例えば従来型のタイムレコーダに通信機能を後付的に付加して機能を向上させたり、より付加価値を高くしたものに更新するといった発展的なシステムの構築に対応できるようにすることができる。

【0012】

次に、端末装置5について説明する。端末装置5には、パーソナルコンピュータ等のコンピュータ手段が用いられる。当該端末装置5の構成は図2に示す通りであり、制御手段25、記憶手段27、入力手段(キーボード等)29、第1の通信手段31および第2の通信手段32を有し、外部機器として表示手段33および印字手段等が接続されている。第1の通信手段31は、RS232C、USBその他のインターフェイス手段であり、第2の通信手段32は、通信モデムその他の電話回線を利用した通信を行うための通信手段である。

また、以上の構成は何ら特別なものではなく、一般的に普及している「パソコン」と称されているコンピュータ手段と同等のものである。

また、当該端末装置5に対しては、CD-ROMその他の所定の記憶媒体により、所定の制御プログラムが提供されるようになっている。

【0013】

次に、管理装置9について説明する。管理装置9は、前記端末装置5と同様に所定のコンピュータ手段が用いられる。なお、管理装置9は従業員の従業員情報を管理するものであり、インターネット7上で機能するサーバ装置としての高機能コンピュータ、またはサーバ装置に接続される一つのクライアント端末であってもよい。

上記のように、管理装置9は一のコンピュータ手段であるので、コンピュータ手段として機能するために必要な、制御手段91、記憶手段92、入力手段(キーボード等)93、通信手段94およびその他の手段を備えたものである。

【0014】

次に、タイムレコーダ3に用いられるカード11について説明する。カード11は、図3に示す所定の形状に形成され、且つ所定の印字欄が設けられたものである。図3に示すカード11は、従来から使用されているタイプのものであり、片面に半月分(15日分)の出退勤が記録できるようになっているものである。同図において、41は氏名欄、42は所属欄、43は番号欄、44は年月欄であり、所定の情報を手書き又は印字により記入する部分である。また、45および46は小孔を穿設した穿孔部であり当該小孔の数及び位置の組み合わせによって、当該カード11を識別するための識別情報となっているものである。また、47は面取部であり、タイムレコーダ3に対してカード11が正しい向きで挿入されているか否か、またはカード11の表裏を判断するために形成されたものである。

【0015】

ユーザに対して行われる一般的なカードの提供方法としては、例えば前記識別情報の異なる複数枚のカードが予めセットとして提供(販売)される場合と、識別情報の無い同一のカードを複数枚購入する場合とがある。後者の場合には、ユーザ側が予め定められたパターン(小孔の数およびその組み合わせ)で小孔を穿設し、所定の識別情報を有したカード11として使用するようになっているものである。

【0016】

以下、上記構成におけるタイムカード発行システムについて説明する。

当該システムでは、まず管理装置9において、従業員に関する情報が管理されている必要がある。当該管理装置9に管理されている情報の一例を示すと、図4に示すような内容になる。

すなわち、従業員の管理情報としては、氏名51、所属52、カードNo.53、年月5

10

20

30

40

50

4、社員番号55および勤務体系56等がある。これら図4に示した情報は、通常、会社の従業員の出勤を管理する総務部等の管理部門によって管理、メンテナンスが行われるものである。また、前記管理情報は、タイムレコーダ3からデータとして取得した従業員の打刻情報（出勤、退勤時刻情報）を基に、適時図6、図7に示すような、さらに詳細な情報を生成することができるようになっている。

【0017】

図4に示す管理情報の各項目についてさらに説明する。氏名51は、社員の氏名に関するデータであり、カード11における氏名欄41に印字されるべき氏名を文字として入力したものである。所属52は、社員の所属する部署に関するデータであり、カード11における所属欄42に印字されるべき部署名を文字として入力したものである。カードNo.53は、識別情報によって識別される各カード11と対応している番号であり、本実施の形態では、タイムレコーダ3から取得され自動的にデータとして入力される部分である。また、カード11における番号欄43に印字されるべき番号である。年月54は、そのカード11を使用する年および月に関するデータであり、カード11における年月欄44に印字されるものである。また、社員番号55は、社員を管理するための社員番号に関するデータであり、必要に応じて番号欄43にカード番号に代わって印字することができるようになっている。

10

【0018】

次に管理装置9がタイムレコーダ3に対して送信する印字情報について説明する。実際に管理装置9がタイムレコーダ3に対して送信する印字情報は、文字コードデータ（JIS第1水準、JIS第2水準等といった番号で表されるコード番号）ではなく、その文字を印字するためのフォントデータである。

20

フォントデータとは、前記JIS第1水準、JIS第2水準等といった番号で表されるコード番号と対応し、所定のコード番号のときに、実際のプリンタに対してどのような形の図形（文字）を印字させるかを指示するための情報である。例えば、一文字を25ドット（5行×5列の配列で行われる微小印字点の組み合わせ）の印字ヘッドを有したプリンタであれば、所定の文字を印字するためには、25個のドットの内、どのドットを用いて印字をさせるのかを指定するデータである。

また、当該フォントデータは、特定のプリンタに対して提供されるデータであるので、異なったプリンタを使用する機種の場合には、同じ文字を印字する場合であってもフォントデータが異なる場合がある。また、書体の異なる文字を印字させようとした場合には、その書体ごとに専用のフォントデータが必要になるものである。

30

【0019】

当然ながら、前記JIS第1水準、JIS第2水準に対応した漢字やカタカナ、ひらがな、アルファベット、数字等の文字に対応するフォントを記憶するためには、大容量の記憶領域が必要となるが、本実施の形態におけるタイムレコーダ3は、機器の単価を下げるために記憶容量を小さくしCPUも安価なものを使用しているため、JIS第1水準、JIS第2水準といった文字に対応するフォントデータや当該データを処理する能力を有していない。

本願に係るシステムでは、管理装置9から、印刷時に必要なフォントデータをその都度出力するようにすることで、タイムレコーダ3に高度な機能を付加させることなく文字の印字をさせることができ、従業員の氏名その他必要事項を記載したタイムカード11を発行することができるようになっているものである。

40

【0020】

次に、タイムレコーダ3によって、所定事項を記載したタイムカード11を発行するまでの手順を、図5に示したフローチャートを用いて説明する。

第1に、管理装置9において前記図4に示したような従業員情報の入力が行われている（S1）。なお、新規カードを発行する以前においては、データとしてカードNo.53は入力されていない。

次に、端末装置5とタイムレコーダ3が接続された状態で、端末装置5において所定のプ

50

プログラムを実行し、タイムカード発行処理をスタートする（S2）。この際、タイムレコーダ3も端末装置5からの指示により、自動印字処理を行うモードがスタートし、端末装置5からの印字情報の送信待ち状態となる（S3）。

次に、端末装置5は管理装置9に対して従業員リストの照会を行う。この際、管理装置9は端末装置5からの照会に応じて、従業員に関するリストの表示を行い、どの従業員のタイムカードを作成するのかを選択させることができるようになっている（S4）。

次に、管理装置9は、端末装置5からカード発行処理のための「従業員リスト照会」があった場合には、要求のあった従業員に関する印字に必要な印字情報としてのフォントデータを作成し、端末装置5（若しくはタイムカード3に対して直接）送信を行う（S5）。

次に、管理装置9から印字情報を受信した端末装置5は（S6）、タイムレコーダ3に対して前記印字情報を送信する（S7）。タイムレコーダ3は、当該印字情報を受信すると（S8）、カードに対する印字の待機状態となり、カードの挿入（S9）を待って、カードに対する印字を行う（S10）。印字が完了すると、所定の従業員が使用するための次期のタイムカードが作成されたこととなる。

タイムレコーダ3は、前記カードが挿入された際には、印字開始の前にカードの識別情報の読み取りを行っている。これは、挿入されたカードの種別を判別し、自己のタイムレコーダの仕様に適合したカードであるか、また複数タイプのカードを使用できる機種の場合にはどのタイプのカードが挿入されたのかを認識して、適正な印字を行わせるためである。また、読みとった識別情報は、端末装置5に送信する（S11）。なお、複数のカードを作成する場合には、新たなカードをタイムレコーダ3に挿入することで、次の印字情報を受信してカードに対する印字を行い、以下カードを作成する枚数に応じて同様の動作を繰り返し、印字すべき印字情報が無くなったところで、自動印字処理を行うモードを終了する（S12）。

前記S11のステップでタイムレコーダ3が送信した識別情報は、端末装置5が取得し（S13）、印字が行われた従業員の従業員情報と対応する情報として管理装置9に対して送信し（S14）、管理装置9によって受信される（S15）。

次に、前記識別情報を受信した管理装置9は、そのタイムカード発行月における従業員データと識別情報とを対応付けて記憶する（S16）。これによって、タイムレコーダ3から、一のカードに関する出退勤情報をデータとして取得した際に、当該カードの出退勤情報を特定の従業員のものとして管理することができるようになる。

【0021】

タイムレコーダ3の有している機能についてさらに説明する。前述した機能の他、タイムレコーダ3は基本的な機能として、複数の従業員（実際はカード）に関する、出勤、退勤、遅刻、早退、早出、残業といった時刻、時間情報を記憶して、別途その従業員固有の設定として時給や勤務体系（出勤時刻が他の従業員と異なるようないわゆるシフト勤務等の情報）を、約一月単位で記憶する機能を有している。これらの情報は、タイムレコーダ3がタイムカードに対して適時計算の後印字を行うために記憶されるものであるが、本実施の形態の場合にはこのような情報を管理装置9に対して適時送信し、カードの識別情報をもとに従業員情報として管理装置9に記録されるようになっている。

また、前記フローチャートにおいては、端末装置5と管理装置9が常にオンラインで接続されている構成として説明しているが、両者は常に接続されている必要はなく、必要な情報の送受信が行われる間だけオンラインとなるような構成としてもよい。

また、管理装置9に接続されるタイムレコーダ3は一台に限られず、複数のタイムレコーダ3を接続することも可能となっている。

さらに管理装置9となるサーバ装置を各会社毎に設置せず、例えば本願出願人がインターネットサービスの一つとして提供するサーバ内に、各会社（ユーザ）毎の管理領域を厳重なセキュリティーのもとに提供することにより、管理装置として設けても良い。

【0022】

（第2実施形態）

以下、本願発明に係る第2実施形態について説明する。

10

20

30

40

50

前述の第1実施形態の場合には、管理装置9とタイムレコーダ3(3a)との間に端末装置5を介した構成を説明したが、当該第2実施形態のように、端末装置5を介さず管理装置9とタイムレコーダ3(3b)を直接接続する構成とすることもできる。

この場合には、タイムレコーダ3bの通信手段にはインターネットに接続可能な機能を持たせるだけで、第1実施形態と同様にタイムカードを発行することができる。なお、タイムレコーダ3bに対して行わせる所定の動作は、管理装置9によって制御されるようになっているので、タイムレコーダ3bは通信手段の他は特に高度な機能を付加する必要はなく、安価なシステムの構築が可能である。

【0023】

(第3実施形態)

以下、本願発明に係る第3実施形態について説明する。

前述の第1実施形態の場合には、管理装置9とタイムレコーダ3(3a)と端末装置5とを用いた構成を説明したが、当該第3実施形態のように、インターネットを介した管理装置9を使用せず、端末装置5とタイムレコーダ3aのみを用いた構成とすることもできる。

すなわち、第1実施形態の管理装置9としての従業員情報の管理機能を端末装置5に搭載することにより、第1実施形態と同様のシステムを構築できる。

【0024】

【発明の効果】

本願発明は、以下に述べる効果を有している。

すなわち、従来のタイムレコーダでは、全従業員のタイムカードに対して、月が変わるごとに手書きで氏名等の必要事項を記載するようになっていたため、担当者にとっては負担の大きい仕事となっていた。しかし、本願発明のタイムカード印字システムおよび関連する周辺技術によれば、通常従業員管理を行っている従業員情報等の管理情報を利用して、タイムカードに必要な印字を行わせることにより、簡易迅速にタイムカードを発行することができるという効果を有している。

【0025】

また、本願発明は、タイムカードの識別情報と前記従業員の管理情報とを対応させることにより、タイムレコーダからの出退勤情報を取得して従業員の管理情報とすることができるという効果を有している。

【0026】

また、本願発明は、上記効果に加え、一般的に普及しているパーソナルコンピュータを使用することができるので、特に設備として新たに設けることなく、既存の設備を有効に使用しつつ上記の効果を奏することができるという効果を有している。

【図面の簡単な説明】

【図1】本願発明のタイムカード印字システムの構成概念を示す構成概念図である。

【図2】本願発明のタイムレコーダおよび端末装置の構成を説明するためのブロック図である。

【図3】タイムカードを説明するための説明図である。

【図4】端末装置による入力例を説明するための説明図である。

【図5】本願発明のタイムカード印字システムを説明するためのフローチャートである。

【図6】管理装置で管理される従業員情報の一例を説明するための説明図である。

【図7】管理装置で管理される従業員の個人情報の一例を説明するための説明図である。

【符号の説明】

- 1 タイムカード発行システム
- 3 タイムレコーダ
- 5 端末装置(パーソナルコンピュータ)
- 7 インターネット
- 9 管理装置(サーバ装置)
- 11 タイムカード

10

20

30

40

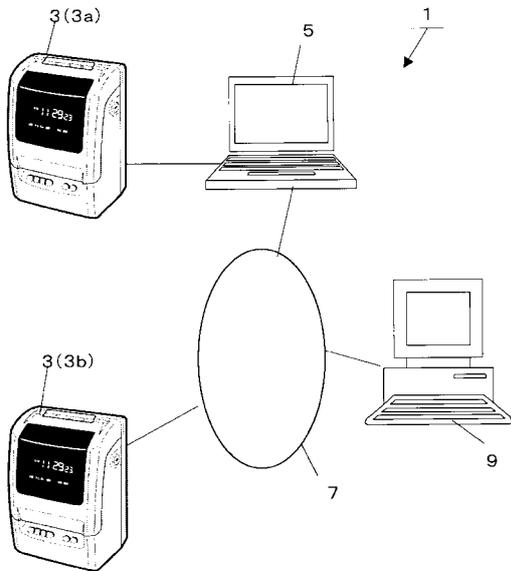
50

- 1 2 制御手段
- 1 3 時計手段
- 1 5 表示手段
- 1 6 カード認識手段
- 1 7 印字手段
- 1 9 入力手段
- 2 1 記憶手段
- 2 3 通信手段
- 2 5 制御手段
- 2 7 記憶手段
- 2 9 入力手段
- 3 1 通信手段
- 3 3 表示手段
- 4 1 氏名欄
- 4 2 所属欄
- 4 3 番号欄
- 4 4 年月欄
- 4 5 穿孔部 (識別情報)
- 4 6 穿孔部 (識別情報)
- 4 7 面取部
- 4 8 打刻欄

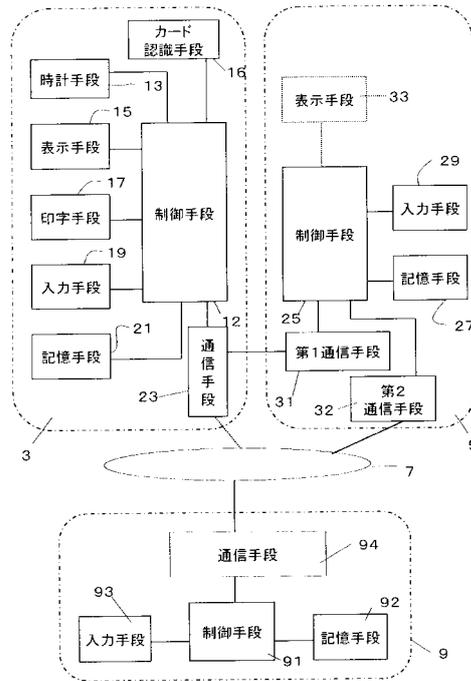
10

20

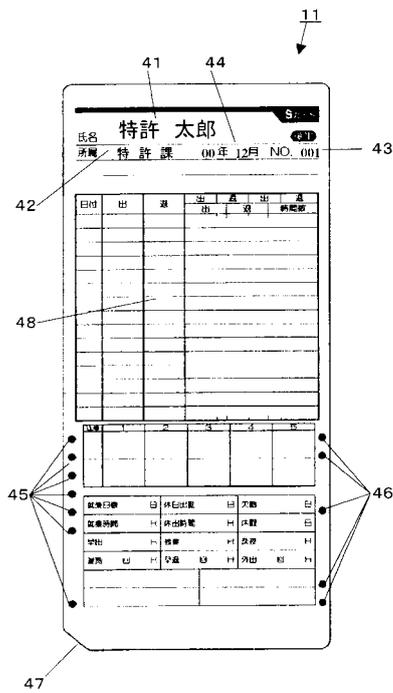
【図 1】



【図 2】



【図3】

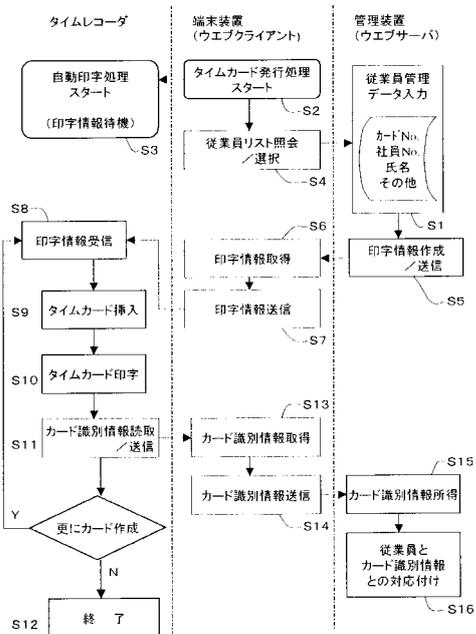


【図4】

2000年12月分 タイムカード作成表

カードNo.	社員No.	氏名	所属部署	勤務体系
001	00001	特許 太郎	特許課	A
002	00002	実用 花子	〇〇課	A
..
..
049	01032	〇〇〇	〇〇〇	B
050	01033	〇〇〇	〇〇〇	C

【図5】



【図6】

12月集計表

従業員No.	等級	氏名	勤務時間合計	残業時間合計	普通単価	残業単価	支払給与合計	
00001	10	特許 太郎	180	15	1000	1100	196,500	
00002	10	実用 花子	180	14	1000	1100	195,400	
..	
01032	3	〇〇〇	175.5	10.5	800	850	149,325	
01033	4	〇〇〇	180	3.5	850	900	156,150	
..	
							給与支払総合計	11,000,000

【 図 7 】

従業員No.	00001		所定内単価	800 円/時間				
氏名	特許 太郎		残業単価	850 円/時間				
年月日	曜日	出勤時刻	退勤時刻	勤務時間	残業時間	遅刻	早退	早出
2000.12.1	日			0	0	0	0	0
2000.12.2	月	8:25	17:00	7:30	0	0	0:30	0
2000.12.3	火	8:28	20:03	8:00	2:30	0	0	0
..	
2000.12.29	日	8:20	17:35	0	8:00	0	0	0
2000.12.30	月	8:29	17:41	8:00	0	0	0	0
2000.12.31	火	8:20	17:40	8:00	0	0	0	0
項目	所定内勤務	残業勤務						
勤務時間合計	175.5 (h)	10.5 (h)		普通勤務日数	給与合計			
給与合計	140,400 (円)	8,925 (円)		22 (日)	149,325 (円)			

フロントページの続き

(58)調査した分野(Int.Cl. , D B名)

G07C 1/00